

妊婦のための給付 FAQ / よくあるご質問

Q1 出産しました。申請するにはどうすればよいですか？

A

保健センターが実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」時に電子申請用QRコードが記載された案内をお渡しします。

※妊娠届提出の時にいただいたQRコードでは申請出来ません。

Q2 里帰り出産します。手続きはどうなりますか？

A

住民票がある市区町村から給付しますので、住民票を東大阪市に置いたままでの里帰りの場合は東大阪市から支給します。

「訪問」を「里帰り先で受けたい」・「東大阪市に戻ってきてから受けたい」等のご意向を伺って調整します。保健センターまでお問合せください。

Q3 申請しました。どの位で振り込まれますか？

A

- ・申請から振込まで2～3か月程度お時間をいただいています。
- ・振込日は毎月初旬の月1回です。
- ・振込決定時にメールや書面で通知します。（振込予定日の数日前～前日）
- ・申請内容の不備により、確認や修正が必要となった場合は、申請から振込までお時間をいただく場合があります。

※修正のご依頼がある場合は、基本的にメールでお知らせします。

●●●●@higashioosaka.lg.jp のメールを受信できるよう設定をお願いします。

Q4 申請後の進捗状況が知りたいです。

A

・東大阪市 電子申請システムにログインして「マイページ」をご確認ください。

【東大阪市 電子申請システム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/portal/home>

①右上の赤い「ログイン」ボタンを押してログインしてください。

②ログインが完了したら、右上にお名前が表示されます。お名前をクリックしてください。

→マイページが表示されます。

※ログインパスワードを失念した場合は再設定を行ってください。

【マニュアルのリンク】

●「パスワードを再設定する」

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035923.html>

Q5 申請を修正するようメールが届きました。どうすればよいですか？

A

- ①Q4を参考にいただき「東大阪市電子申請システム」にログインしてください。
- ②マイページから申請履歴を確認してください。
- ③修正が必要な申請に対して必要箇所の修正や追加添付などの対応をお願いします。
- ④再度申請をお願いします。

【マニュアルのリンク】

●「申請内容を修正し再申請する」

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035923.html>

Q6 振込先の口座として「子どもの口座」や「夫の口座」を指定できますか？

A できません。妊婦のための支援給付金ですので**妊産婦本人の口座**を指定してください。

Q7 私（妊婦本人）の口座が旧姓の口座しかありません。どうすればよいですか？

A 可能な限り金融機関で名義変更後に申請をお願いします。
どうしても難しい場合は旧姓の口座でご申請ください。旧姓口座で申請される場合は申請分の振り込みが完了するまで名義変更はお控えください。
(振込時に名義人相違でエラーが出てしまい、お振り込みが遅延する場合があります。)

Q8 申請案内（QRコード）を紛失しました。

Q9 健康管理番号が分かりません。どうすればよいですか？

A 下記コールセンターまでご連絡ください。
【コールセンター】 06-4309-3328（平日：9時～17時半 ※年末年始を除く）

Q10 ・もうすぐ他の市へ引っ越しします（転出します）申請できますか？

・もうすぐ他の市から東大阪市へ引っ越しします（転入します）
申請できますか？

A 申請時点で東大阪市に住民票があれば、申請は可能です。
お引越し時期が迫っている場合は東大阪市では申請せずに、転入先（引越す先）の市区町村でご申請いただくことも可能です。
下記の注意点をご確認のうえ、ご判断ください。

【注意点】

● 妊婦支援給付金は同一の妊娠に対して（1回目）（2回目）それぞれ1度しかお支払いが出来ません。（引っ越し前の市か 引っ越し後の市か どちらかみの支払いとなります。）

● **申請日の時点で住民票のある市町村に申請する**必要があります。

● 下記のケースは東大阪市からの支給が出来ません。

申請を却下させていただきますので、転入先の市で改めてご申請ください。

① 申請時に東大阪市に住民票があっても、申請内容に不備があり、不備が判明した時点では既に転出されている場合

② 差し戻し（不備があり修正依頼をお送りしている状態）されてから転出までに修正申請がなかった場合

【例】 ① 東大阪市から支払い可能
R7.8.15 申請（不備なし）
→ R7.9.3 転出届け出（遡ってR7.9.1付けで転出として届け出）

② 東大阪市から支払い不可（転出先の市で申請）
R7.8.15 申請（不備あり）
→ R7.8.18 差し戻し（修正依頼・申請を申請者に戻す）
→ R7.9.2 修正申請を送信
→ R7.9.3 転出届け出（遡ってR7.9.1付けで転出として届け出）
※再申請したR7.9.2時点では東大阪市から転出済みのため

Q11

流産（死産・中絶）しました。給付金はもらえますか。

A

下記の要件を両方満たす場合は支給対象です。

【要件】

- ① 令和7年4月1日以降の流産・死産・人工中絶である
- ② 処置の時点で医師による胎児の心拍確認が行われていた
 - ※子宮外妊娠は対象外です。
 - ※令和7年3月31日以前の流産・死産・人工中絶は対象外です。

対象の方の申請方法は「妊娠届を提出済みかどうか（母子手帳をお持ちかどうか）」で異なります。

●妊娠届け出済みの方（母子手帳を持っている方）

A. 妊婦給付（1回目）の申請が完了している（申請用紙が手元にあるのでこれから申請する）方
→専用ページから電子申請してください。

【リンク】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/1c290c87-025a-4baf-8917-3b7741cf4802/start>

B. 妊婦給付（1回目）の申請用紙を受け取っていない（紛失した）ため申請出来ていない方
→下記コールセンターまでご連絡ください。

●妊娠届を出す前に流産・死産・中絶された方

市のHPから申請書の様式をダウンロードして印刷いただき、紙媒体でご申請ください

【ダウンロードリンク】

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/cmsfiles/contents/0000041/41141/shinseisyo.pdf>

【提出物】

- ① 紙申請書(必要事項記入)
- ② 流産等の前に 産科医療機関で医師が胎児心拍の確認をした日付等が記載された**診断書等**の写し（参考様式あり）
- ③ 振込指定口座の確認ができる通帳等のコピー

【持参・送付先】

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所 7階
 出産・子育て応援事業コールセンター（子どもすこやか部事務センター）
 06-4309-3328（平日：9時～17時半 ※年末年始を除く）

Q12

申請を忘れていました。いつまで申請する事ができますか？
（申請期限はいつまでですか？）

A

●妊婦給付（1回目） ※妊娠届け出時に申請用紙を受領した分

- ① 令和7年3月31日以前に妊娠届を提出した方
 - A. 令和7年3月31日までに産まれた方 → 令和8年3月30日まで（旧制度）
 - B. 令和7年4月1日以降に産まれた方 → 令和7年4月1日から2年間

- ② 令和7年4月1日以降に妊娠届を提出した方
→医療機関で心拍を確認された日から起算して2年間

●妊婦給付（2回目） ※「こんにちは赤ちゃん訪問」で申請用紙を受領した分

- ① 令和7年3月31日以前に産まれた方
→令和8年3月30日まで（旧制度）
- ② 令和7年4月1日以降に産まれた方
→出産予定日の8週間前から起算して2年間